

坂戸市総合教育会議設置要領

(制定：平成27年5月27日市長決裁)

(設置)

第1条 市長及び坂戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の円滑な意思疎通を図り、市の教育の課題及び目指す方向性を共有し、効果的な教育行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、坂戸市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び同事項に関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更に関すること。
- (2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条各号に規定する事項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると思めるときその他公

益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第 7 条 会議は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第 8 条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（庶務）

第 9 条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（委任）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。